

(3) ハード施策による災害リスクの低減

1) 洪水・内水

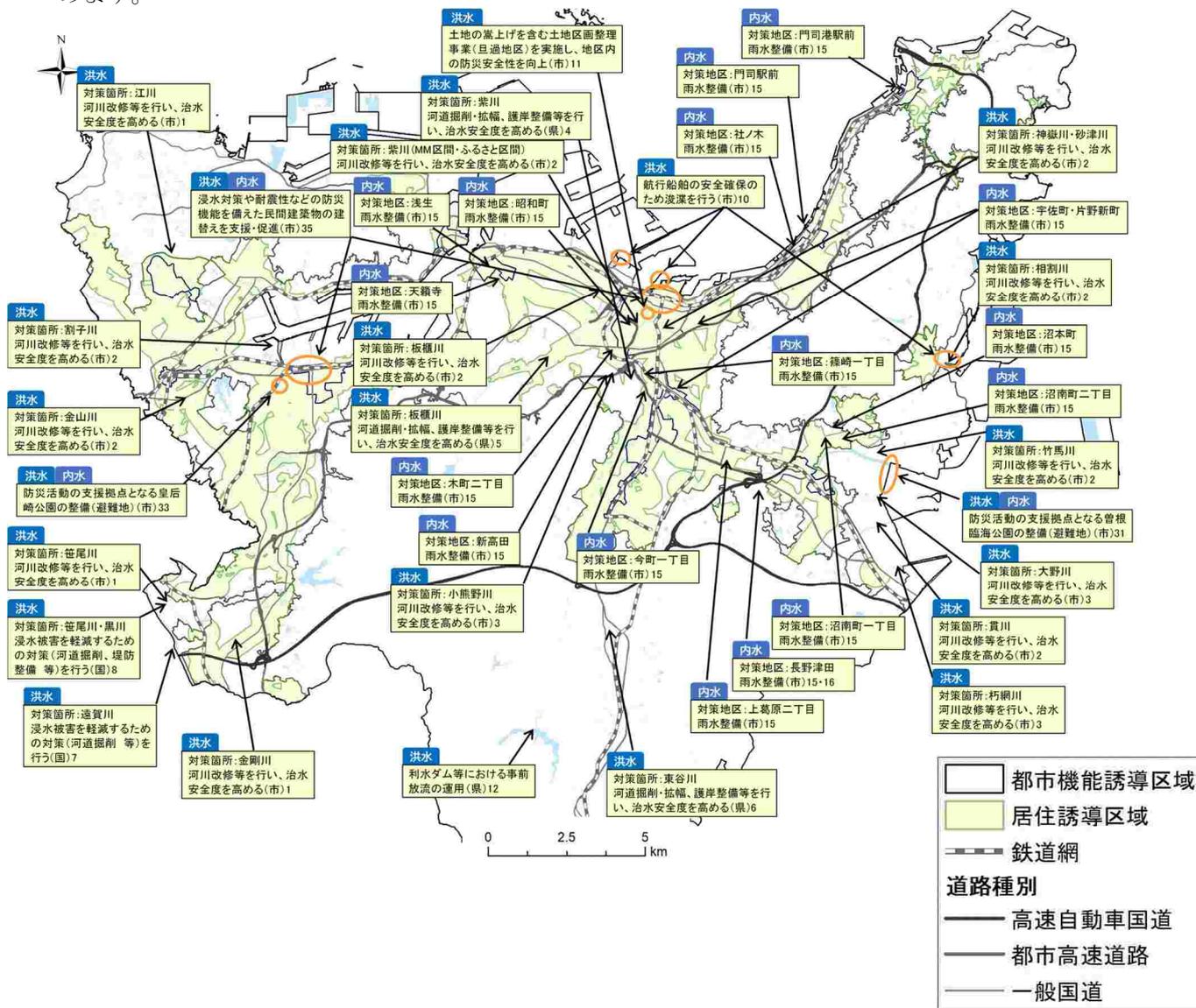
洪水及び雨水出水（内水）並びに風害を予防するために必要な事業、または施設の整備に取り組みます。

【治水対策】

- 大雨時の浸水被害の激甚化・頻発化に対処するため、河川の掘削、護岸改修等の対策を実施し、流域の安全性の向上を図ります。
- 治水・防災・まちづくり・建築等のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水災害を軽減させる治水対策である「流域治水」を計画的に推進します。

【下水道事業】

- 雨に強いまちづくりを推進するため、雨水整備事業、浄化センター及びポンプ場の施設整備をすすめます。



■流域治水プロジェクト

【流域治水プロジェクトとは】

気候変動による水災害リスクの増大に備えるためには、これまでの河川管理者等の取組だけでなく、流域に関わる関係者が、主体的に治水に取り組む社会を構築する必要がある。

河川・下水道管理者等による治水に加え、あらゆる関係者（国・都道府県・市町村・企業・住民等）により流域全体で行う治水「流域治水」へ転換するため、流域全体で早急に実施すべき対策の全体像を「流域治水プロジェクト」として示し、ハード・ソフト一体の事前防災対策を実施していく。

(北九州市内の流域治水プロジェクト)

一級河川（遠賀川水系） 遠賀川流域治水協議会

遠賀川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とした、「遠賀川流域治水協議会」を令和2年8月に設置。

二級水系 北九州・宗像圏域 流域治水協議会

福岡県の二級水系を4つの圏域に分割し、「流域治水プロジェクト」として策定・公表し、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有等を行うことを目的として、「北九州・宗像圏域 流域治水協議会」を令和3年5月に設置。

■具体的な取組施策



河床の掘削



雨水管等の整備



施工状況(シールド工法)



河口部の浚渫

2) 土砂

土砂災害等の予防のために、必要な事業及び施設の整備に取り組みます。

【治山対策】

○森林整備保全事業計画（令和元年度～5年度）に基づき、山腹崩壊によって流出する土砂による災害を未然に防止するため、治山事業を県が市内において実施します。

【急傾斜地対策】

○自然のがけで当該急傾斜地の土地所有者、管理者若しくは占有者又は当該急傾斜地の崩壊により被害を受けるおそれのある者において改善処置を行うことが困難、不適當なもの等一定の条件を満たすものについては急傾斜地崩壊防止工事を施工できます。

【土石流防止対策】

○流域における荒廃地域を発生源とした土石流等の土砂災害から下流部に存在する人家、耕地、公共施設などを守ることを目的に、一定の要件を満たすものについて、対策工事を施工します。

3) 地震

阪神・淡路大震災、新潟県中越地震、東日本大震災等の大規模地震における教訓を踏まえ、都市基盤整備など震災に強いまちづくりを、本市のおかれた自然的・社会的状況に応じて、市民の理解と協力を得ながら積極的、計画的に推進していきます。都市基盤整備の推進等に当たっては、中長期的な視点に立って計画的に整備を推進していきます。

【民間建築物の耐震化促進】

○民間建築物（ブロック塀等を含む）の耐震化については、所有者が自らの問題、地域の問題という意識を持って取り組むことが必要です。そのため本市は、所有者が安心して耐震診断・耐震改修等に取り組むことができるよう、耐震化に関する情報提供や相談体制及び助成制度の充実など、必要な環境整備や支援施策並びに適切な指導を行います。

【面的整備事業の推進による市街地の防災性の強化】

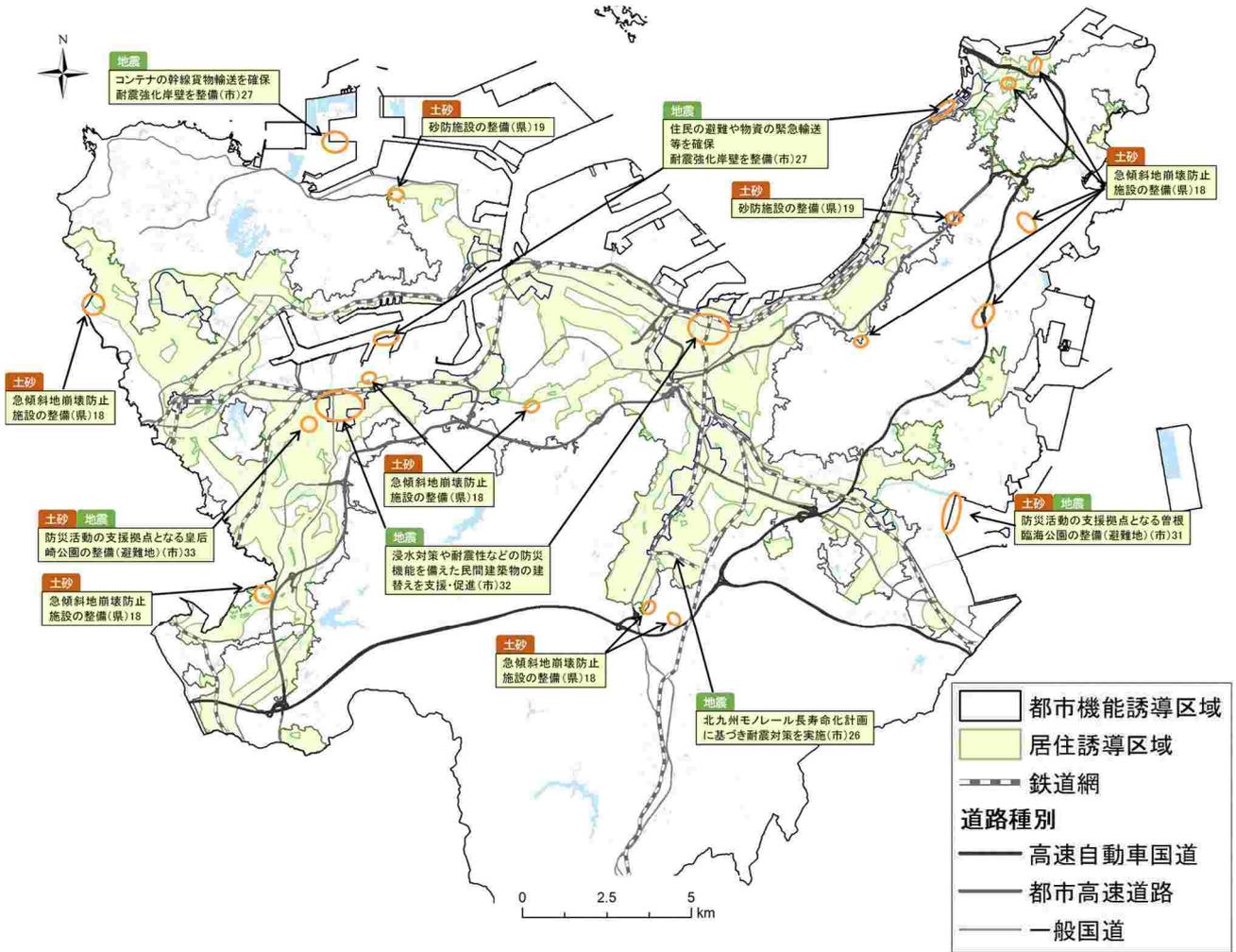
○都市再開発等面的な整備においては、避難地などのオープンスペースの確保、道路の整備及び建築物の耐震不燃化など、市民の理解と協力を得て、中長期的な視点で災害に強い安全なまちづくりを進めます。

【公共建造物の耐震点検、補強】

○道路、橋梁、河川、港湾等の公共土木施設については耐震基準等の検討を行い、点検を実施し、緊急輸送道路ネットワーク等に配慮しながら施設の整備・補修の中で計画的に耐震性向上に必要な補強改修を行います。

【下水道施設の整備】

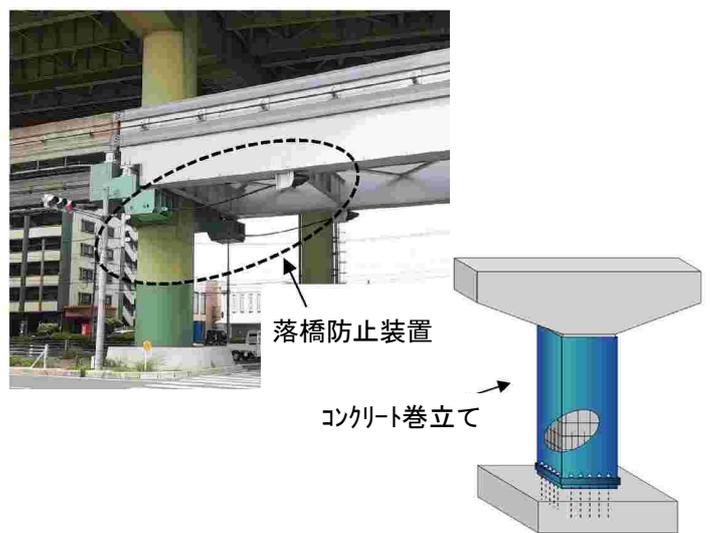
○施設の設計に際しては、建築基準法等の改正や耐震設計指針の改訂を踏まえ、耐震性能の向上を図ります。また、既設施設については耐震性能を向上させる補助工法や補強、改良を施し、震災被害の拡大を防ぎます。



■具体的な取組施策



砂防対策



北九州モノレール耐震対策

4) 津波

広範囲、かつ、甚大となる津波災害による被害を最小限にするため、大津波警報、津波警報、津波注意報の情報伝達体制、避難方法及び避難場所の整備に取り組みます。

【避難対象地域、避難方法、避難場所】

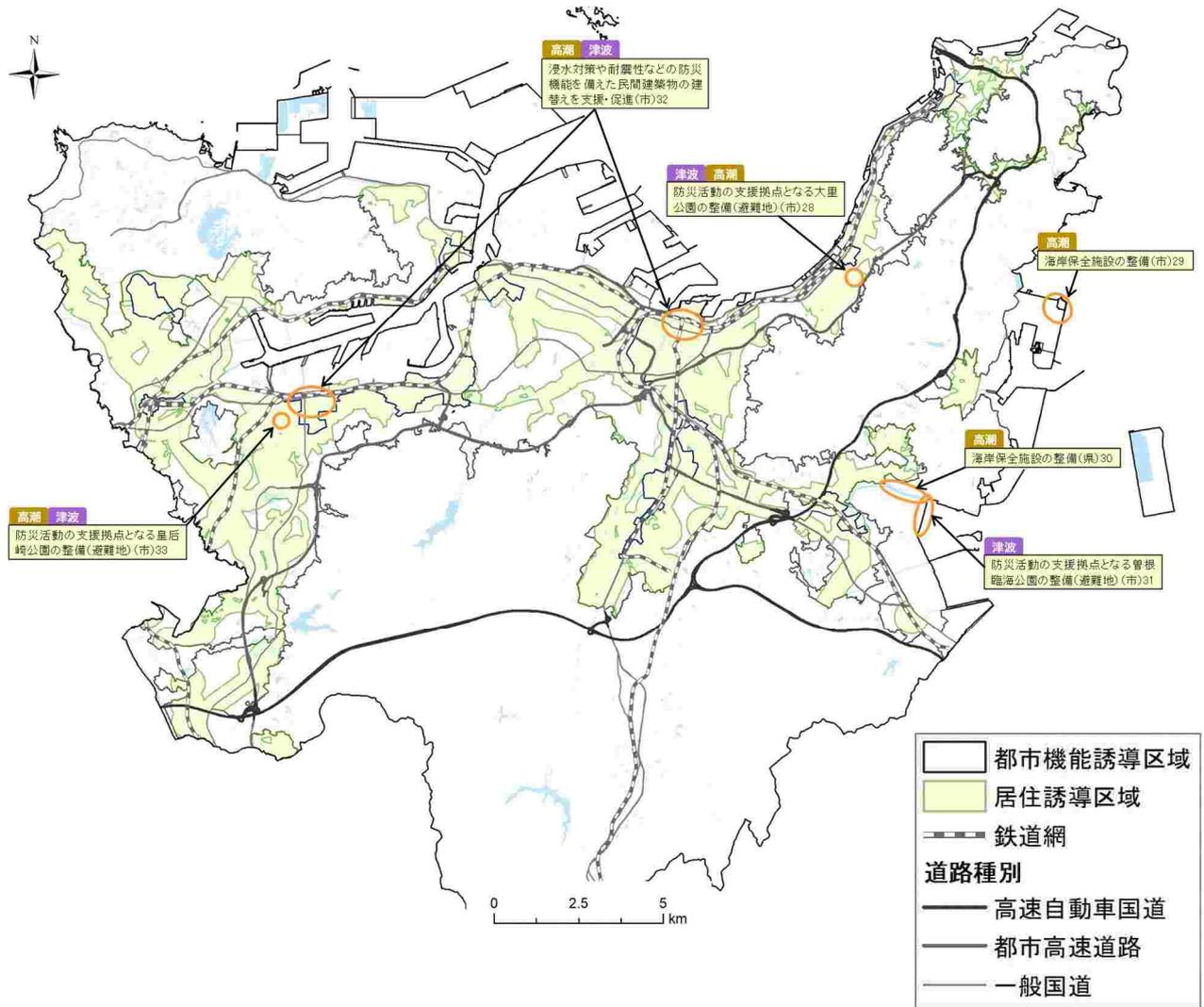
- 津波防災地域づくりに関する法律に基づき福岡県が設定した津波災害警戒区域などを踏まえ、津波が発生した際の避難対象地域を設定しています。
- 津波からの避難の目安とするため、津波ハザードマップの作成や海拔表示板等の標高周知方法について検討し、実施しています。
- また、住民に対しては、津波災害警戒区域外のできるだけ高いところに避難することや、浸水や土砂災害の危険性のある経路を避けること、複数の避難先や避難経路を確保することなどの周知を実施します。
- あらかじめ小学校区毎に避難場所等を選定し、定期的に見直しを行います。沿岸地域住民の緊急的な避難場所の確保に努めます。

5) 高潮

高潮に対する港湾施設の保全、海岸浸食による波浪の直接的災害等を予防するために必要な事業、又は施設の整備に取り組みます。

【港湾施設等の改修及び海岸保全事業】

- 港湾施設等の改修については、施設点検を着実に実施し、防災上の観点から必要となる改修を計画的に推進していきます。
- 海岸保全事業については、豊前豊後沿岸海岸保全基本計画に基づき、必要な防護機能を確保するため、今後も事業を推進します。
- 事業実施にあたっては、過去に記録された潮位に基づき、被災状況や施設の重要度を勘案し、適切な対応を講じます。
- ハード対策では防ぐことが出来ない規模の高潮に対しては、高潮ハザードマップなどを活用し、市民の防災意識の向上や、避難行動につながるソフト対策の普及に取り組みます。



■具体的な取組施策



防災活動の支援拠点となる大里公園の整備（避難地）



海岸保全施設の整備事業

6) ソフト施策による災害リスクの低減

想定を超える災害により、防ぎきれない事態が起こり得ることを前提として、被害をいかに減らすかということを主眼に、引き続きハード施策を実施していきます。ソフト施策についても、北九州市地域防災計画に掲げる災害予防・災害対策を基本として、的確な情報伝達や速やかで確実な避難行動、自主防災組織をはじめとした地域による助け合いなどを重点的に組み合わせた「減災」対策について、以下の施策を重点的に推進します。

【情報発信】

- 市民に対する防災知識等の普及
 日常及び災害発生時に被害を最小限に抑えるためには、市民一人ひとりが災害に対する備えに万全を期するとともに、災害時に自らの確かな行動をとることが必要であるため、防災知識等の普及を図ります。
- 災害情報の広報
 防災情報を伝達する手段の多重化を図り、誰でも必要な情報を入手できる環境づくりに努めます。

【訓練・体制】

- 自主防災組織の活動
 自主防災組織とは、災害を未然に防止し、又は被害を軽減するために地域住民が連帯共同して、関係機関等と一体となって、地域ぐるみで自主的な防災活動を行う組織であり、防災訓練、被害予防、避難、初期消火、救護、情報伝達の活動を行います。
- 市民（自主防災組織等）が主体となって実施する防災訓練
 “自らの命は自ら守る”という行動意識のもと、市民による主体的な防災行動が展開されることを目的とした防災訓練を行います。
- 市が主催する防災訓練
 防災活動の円滑な実施を図るため、市民、防災関係機関、各種団体や民間企業等、多様な主体と連携した市総合防災訓練を行います。また、行政区における防災体制の充実、関係機関との連携、地域住民の防災意識の高揚や災害対応能力の向上等を目的に区防災訓練を行います。

【避難支援】

- 要配慮者支援体制の整備
 災害時に支援を要すると予想される高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦、その他の特に配慮を要するもの（要配慮者）を災害から守り、被害を軽減するための対策を図るとともに、個々の状況に応じた効果的な避難支援の仕組みづくりを推進します。
- 予定避難所の必要な機能の整備
 予定避難所に指定されている市民センター及び市立小中学校等について、予定避難所として必要な諸機能の整備に努めます。なお、施設の整備計画にあたっては、男女双方の視点から、要配慮者及び子育てなどに配慮します。

■具体的な取組施策



▲北九州市防災ガイドブック

(4) 市内全体の取組施策とスケジュール

取組方針に基づき、市内全体の課題に対応するため、災害リスクの回避・低減を明確にした上で取組を定めるものとします。

防災減災の取組は居住誘導区域内に関わらず、市内全域で今後も継続していきますが、人的被害の発生が懸念される箇所などについては優先的に実施していきます。

なお、取組については、必要に応じて随時追加・変更等を行います。取組の実施にあたっては、防災まちづくりの長期的な視点を持って、短期（おおむね5年程度）、中期（おおむね10年程度）、長期（おおむね20年程度）に区分し、実施プログラムとして各取組のロードマップを定めます。

■防災指針（具体的な取り組み）

番号	取組	災害分類						施策分類				対象エリア	実施主体	実施時期の目標			
		洪水	内水	土砂	地震	津波	高潮	情報発信	避難支援	インフラ対策	その他			短期 (5年)	中期 (10年)	長期 (20年)	
リスクの低減のための施策（ハード）	1	河川改修事業（一級河川） 各河川において、治水安全度を高めるため、河川の掘削や護岸改修等を実施する。	●								●			市	→		
	2	河川改修事業（二級河川） 各河川において、治水安全度を高めるため、河川の掘削や護岸改修等を実施する。	●								●			市	→		
	3	河川改修事業（準用河川） 各河川において、治水安全度を高めるため、河川の掘削や護岸改修等を実施する。	●								●			市	→		
	4	紫川（紫川水系） 河道掘削、護岸整備、橋梁改築、堰改築 洪水氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策として、河道掘削・拡幅、護岸整備等を実施する。	●								●			県	→		
	5	板櫃川（板櫃川水系） 河道掘削 洪水氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策として、河道掘削・拡幅、護岸整備等を実施する。	●								●			県	→		
	6	東谷川（紫川水系） 河道掘削、拡幅、堤防整備、護岸整備、橋梁改築、堰改築 洪水氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策として、河道掘削・拡幅、護岸整備等を実施する。	●								●			県	→		
	7	遠賀川（遠賀川水系） 河道掘削等 洪水氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策として、河道掘削等を実施する。	●								●			国	→		
	8	笹尾川、黒川（遠賀川水系） 河道掘削、堤防整備等 洪水氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策として、河道掘削、堤防整備等を実施する。	●								●			国	→		
	9	河川の浚渫等（流下能力の維持） 洪水氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策として、河川の浚渫等を実施する。	●								●			県市	→		
	10	緊急自然災害防止対策事業（泊地浚渫） 豪雨などにより、大量の土砂が流れ河口付近に堆積することで、船舶の安全な航行に支障をきたす恐れのみならず、河川の流れが阻害される恐れがあるため、河口付近（海域）の堆積土砂の浚渫を行う。	●								●			市	→		

■防災指針（具体的な取り組み）

番号	取組	災害分類						施策分類				対象エリア	実施主体	実施時期の目標			
		洪水	内水	土砂	地震	津波	高潮	情報発信	避難支援	インフラ対策	その他			短期(5年)	中期(10年)	長期(20年)	
リスクの低減のための施策（ハード）	11	且過地区の再整備 （神楽川の整備、且過地区の土地嵩上げ） 本市の重要な商業拠点である且過地区において、密集市街地の解消及び、隣接する二級河川神楽川の流下能力不足に伴う浸水被害の低減のため、神楽川の整備と併せて土地の嵩上げを含む土地区画整理事業を実施することにより、地区内の防災安全性を向上し、小倉都心部の更なる活性化を図る。	●							●		・小倉北区魚町四丁目	市	→			
	12	ます淵ダム(事前放流) 既存ダムの洪水調節機能の強化のため、利水ダム等における事前放流の運用を実施する。	●							●		・ます淵ダム	県	→	→		
	13	農業水利施設の整備・有効活用 農業用の用排水路や排水機場・樋門等の更新・改修などの対策を実施する。	●	●							●		・市内全域	県市	→	→	
	14	ため池の補強・有効活用 ため池の堤体補強や洪水吐の改修を実施する。	●	●							●		・市内全域	県市	→	→	
	15	重点整備地区の雨水整備による浸水被害の最小化 「浸水リスク」や「都市機能集積度」を定量的に評価したうえで、新たに「重点整備地区」(16地区)を設定し、より一層の効果的な雨水整備を進める。 なお、「重点整備地区」については、過去最大規模の降雨(1時間あたり約70mm)に対して、床下浸水の概ね解消を図る。		●							●		重点整備地区(16地区) ・門司港駅前、門司駅前、社ノ木、昭和町、片野新町・宇佐町、新高田、木町二丁目、篠崎一丁目、今町一丁目、長野津田、沼本町、沼南町一丁目、沼南町二丁目、上葛原二丁目、天籟寺、浅生	市	→	→	
	16	雨水貯留施設等の整備 （長野津田土地区画整理事業） 竹馬川水系流域内の土地区画整理事業において、新たに造成される宅地の浸水被害低減のため、雨水排水を一時的に貯留する調整池を整備する(貯水量V=8千m ³)		●							●		・小倉南区長野本町ほか	市	→		
	17	雨水貯留浸透機能の向上 流域治水に資するため、透水性舗装や浸透側溝等の雨水浸透施設を整備する。		●							●		・市内全域	市	→	→	
	18	急傾斜地崩壊防止施設の整備 避難の実効性・安全性を高めるために避難所・避難路等を保全する急傾斜地の対策や地すべり対策を実施する。			●						●		・門司区長谷二丁目、門司区鳴竹一丁目、門司区上藤松一丁目、門司区柄杓田、門司区畑、八幡東区祝町、八幡西区屋敷一丁目、八幡西区船越二丁目、小倉南区徳吉、小倉南区志井鷹羽台、若松区高須西二丁目	県	→		
	19	砂防施設の整備 流域内の漂流における土砂流出や流木を制御するため、砂防施設の整備を実施する。			●						●		・門司区奥田一丁目、若松区小石本村町	県	→	→	
20	森林整備事業、治山施設の整備 森林の洪水緩和機能を保全するために間伐等の森林整備や流木・土砂の流出抑制効果を発揮させるため治山事業を実施する。	●	●							●		・市内全域	県	→	→		

■防災指針（具体的な取り組み）

番号	取組	災害分類						施策分類				対象エリア	実施主体	実施時期の目標			
		洪水	内水	土砂	地震	津波	高潮	情報発信	避難支援	インフラ対策	その他			短期 (5年)	中期 (10年)	長期 (20年)	
リスクの低減のための施策（ハード）	21	道路の防災点検 緊急輸送道路、交通量が多い通学路やバス路線等の市管理法面を対象に定期点検を実施し、要対策と判断した場合、対策工事を行う。また、過去に被災した民地法面についても防災点検を実施する。			●	●					●			市	→		
	22	北九州市住宅・建築物耐震改修工事費等補助事業 市内民間建築物等の耐震化を促進するため、一定の要件に該当するマンション、木造住宅や、多数の市民が利用する特定建築物の耐震化に要する費用（診断（木造住宅を除く）、設計、工事）及び危険なブロック塀等の撤去に要する費用の一部を補助し、市民が安全で安心して暮らせる、地震に強いまちづくりを目指す。				●					●			市	→		
	23	下水道施設の耐震化 大規模地震の発生時においても、最低限の水処理機能及び下水道管渠の流下能力を確保することで、「公衆衛生の確保、浸水の防除」に努める。				●					●			市	→		
	24	無電柱化の推進 災害時に電柱の倒壊による避難・消防活動への影響を防ぐため、無電柱化を図るもの。北九州市無電柱化推進計画に基づき、無電柱化を推進する。				●					●			市	→		
	25	道路橋の耐震対策 緊急輸送道路を構成する橋梁や跨道橋等の耐震対策工事を実施し、地震時の道路ネットワーク機能を確保する。				●					●			市	→		
	26	北九州モノレール耐震対策 北九州モノレールを構成するインフラ構造物（軌道桁、支柱）を対象に、耐震対策工事（落橋防止装置の設置、コンクリート巻き立て工事等）を実施し、モノレールの安全性や公共交通としての信頼性を確保する。				●					●			市	→		
	27	耐震強化岸壁の整備 大規模な地震が発生した場合の住民の避難や物資の緊急輸送、経済活動を支える上で必要な物流機能を確保し、経済社会活動への影響を最小限に抑えるため、耐震強化岸壁を整備する。				●					●			市	→		
	28	地域拠点公園の防災機能（避難地）の整備（大里公園） 防災活動の支援拠点となる避難地として、大里公園の整備を実施する。				●	●				●	●		市	→		
	29	海岸（高潮）事業 高潮による浸水から、人命・財産を守るため、護岸等の整備を行う。					●				●			市	→		
30	小倉海岸海岸保全施設の整備 海岸対策として、海岸保全施設を整備する。						●			●			県	→			